

仕 様 書

1 業務の名称

堺市ひとり親家庭家計相談業務

2 業務の目的

物価高騰の影響などにより、経済的に不安を抱えるひとり親家庭等が、家計に関するさまざまな悩みをファイナンシャル・プランナー（FP）に相談し、専門的な視点から家計の改善策の助言を受けることで、生活の安定を図ることを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は堺市とする。

4 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

5 支援対象者

堺市内在住のひとり親もしくは離婚を考えている父、母等

6 履行場所

堺市母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉総合センター等とする。

7 業務内容

業務内容は以下の内容の相談を受付し、助言等を行うこととする。なお、本事業の遂行に際し、堺市母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉総合センター職員等からの相談等に対応するとともに、これらの職員等と連携して円滑な事業の運営・管理に努めること。

（1）家計管理に関する支援

支援対象者とともに、家計表やキャッシュフロー表等を活用して、家計の見える化及び出納管理等の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

（2）債務整理に関する支援

多重債務等により債務整理等が必要な者などに対しては、法律相談窓口等と連携し、債務整理等に向けた支援を行う。

（3）生活の安定に向けた支援

状況に応じて、就業相談や各種資格取得に向けた講座、助成制度などの各種支援の利用を案内するなど、生活の安定に向けた支援を行う。

（4）利用者アンケートの回答依頼

発注者が作成するアンケートを相談者に回答するよう依頼する。

(5) その他、目的を達成するために必要な支援

8 予定時間数等

相談回数は、原則月1回以上、1回の相談時間は概ね1時間とし、相談時間の間は概ね30分の間隔をあけることとする。

相談回数は、年間110回を相談枠の予定とし、事前予約の有無に関わらず、履行場所に出務することとする。

堺市母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉総合センター等に出張する日については、発注者及び受注者双方で協議をする。

9 業務従事者等

業務に従事する者を複数名での体制とする場合には、必ず従事者を統括する者（業務責任者との兼任可）を配置し、円滑な業務運営に配慮すること。また、業務責任者は母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉総合センターや子ども家庭課との連絡調整を行うこと。

なお、業務に従事する者は家計に関する専門的な知識を有し、かつひとり親家庭に理解があり、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 国家検定「ファイナンシャル・プランニング技能士」の資格を有する者
- (2) 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定する「AFP」または「CFP」の資格を有する者

10 業務に必要な設備及び物品等の調達について

受注者は、業務の遂行にあたって必要となる設備及び物品等を調達すること。

1.1 業務従事者研修・教育

受注者は、業務遂行にあたり、より良い相談支援を実現するために必要な知識や技術を指導・教育し、習得させるなど、業務従事者の資質の向上に努め、受注業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。

1.2 実績報告等

受注者は、月報を翌月10日までに提出するとともに、事業内容について定期的に自己点検し、自ら事業の質の向上に向けた取組みに努めること。

1.3 個人情報保護

本委託業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本委託業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- (2) 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- (3) 本委託業務を受注し、又は受注していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 必要に応じて、本市による立ち入り検査を受けること。

1.4 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
- イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除

条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受注者の負担とする。
また、支援対象者に経費の支払いを求めてはならない。
- (3) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。
- (4) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。